富谷市高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画(案)パブリックコメントに対する考え方

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 頁 | 項目 | 意見の概要 | 市及び運営委員会の回答 |
| １ | １ | 計画策定の趣旨 | 長期目標として２０４０年に設定した理由を掲載する必要があります。 | ２０４０年を長期目標とする根拠は次のとおりです。現在策定中の計画書では更に詳しく説明する予定です。・ 県や市町村の計画は、国が策定した基本指針に沿って策定すると介護保険法で定められています。第７期計画では２０３５年としていた長期目標の年次が第８期計画の指針では２０４０年に改められました。・ 団塊の世代の子どもの世代（団塊のジュニア世代）が６５歳に到達するため２０４０年には介護保険の第１号被保険者が増加すると推測されています。 |
| ２ | １ | 計画策定の趣旨 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、政府が提唱する「働き方改革」についても対応が変わってきました。アフターコロナの介護に従事する体制について掲載する必要があります。 | 第８期計画の基本指針において、「災害や感染症対策に係る体制整備」の項目が追加になり、介護事業所等が災害や感染症に備えておく必要性、国・県・市それぞれの役割に応じた支援体制の構築の必要性が示されました。本計画書でも新たな施策として「災害や感染症への備え」の項目を追加し、市として支援すべき役割等について第８期期間中に国や県と協議し体制整備を構築する予定としています。以上のことから、介護事業所等の感染症等の備えについては、令和３年１月２５日に公布された省令改正において、令和３年４月以降の体制について定められました。なお、ご意見のありました「アフターコロナの介護に従事する体制」については、現在はまだ明らかになっていないため本計画書では示せませんが、国からの連絡が入り次第、遅滞なく市としての役割を果たして行きます。 |
| ３ | ２３ | 災害に強い地域づくりの推進 | 避難行動要支援者台帳を行政区長や民生委員も所持するのであれば、個人情報の取り扱いを明記すべきである。 | 　要支援者台帳の取り扱いに関して、個人情報の重要性や慎重に取り扱うことなど、現在策定中の計画書でお示しします。 |
| ４ | ２３ | 災害に強い地域づくりの推進 | 災害発生時の避難行動要支援者台帳個別計画の有効活用について、具体的かつ実効性のある内容で示す必要がある。 | 　本計画の施策については、「現状・課題」、「今後の取り組み」、「支える事業」、「指標」の順で大まかな概要や方向性を示しています。ご意見のありました具体的な内容までは計画書内でお示しすることはできませんが、市では、地区ごとに町内会長や民生委員との個別協議を実施しており、台帳の取り扱いや使用方法等について地区ごとに異なる地理的条件等を勘案して打ち合わせを行っています。 |
| ５ | ３７～４０ | 介護保険事業費の見込みと保険料 | 　令和元年度の計画値と実績値を比較すると約２億８千万円の乖離がでています。第８期計画では差額が発生しないような推計値とする必要があります。 | 　計画期間中の介護給付費等の見込み額については、これまでの実績に加え、介護サービスを必要とする人数を推計し積算しています。　第７期計画における令和元年度の計画値と実績値の間で発生した約２億８千万円の差額については、高齢者人口の増加が鈍化したことに加え認定率が低下したため、推計した認定者数を約１４０人下回ったことが一因と考えられます。第８期計画では、前述したように実績等に基づき計画期間中の必要額を見込んでいます。 |
| ６ | ３７～４０ | 介護保険事業費の見込みと保険料 | 陸前高田市では介護保険料を値下げするという新聞報道を見ましたが、富谷市でも据え置き又は値下げについて検討すべきです。 | 　第７期計画では約１億１千万円を介護給付費準備基金から活用し、保険料の軽減を図りました。第８期計画でも介護給付費準備基金の活用を検討してまいります。 |
| ７ | ３７～４０ | 介護保険事業費の見込みと保険料 | 10％に増額した消費税は、社会保障費にあてることになっていたので、介護保険特別会計に一般財源から充当すべきです。 | 　本市の介護保険料については、所得に応じて第１２段階に区分しています。ご意見のありました一般財源からの充当につきましては、所得の低い第１段階から第３段階までの方々の保険料を軽減するため費用として、交付金（国５０％、県２５％、市２５％）が介護保険特別会計に繰出しされています。 |